

にゅーす しター

NPO 消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
 TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-1317 ホームページ :
<http://okayama-con.net>

消費者ネットおかやま第6回通常総会が開催され、 全議案が採択されました。

2013年6月1日(土) 県立図書館 2階多目的ホールにて、第6回 消費者ネットおかやまの総会を開催しました。

赤澤佳世子理事が司会として、総会の成立状況について、表決権総数 137 に対して、実出席 57、書面出席 26、委任出席 10 合計 93 で 総会成立の要件を満たしていることを確認し、開会宣言を行ないました。議長に会員から弁護士の原田隆さんが選出され、議事に入りました。

安場靖事務局長より開会挨拶が行われ、続いて県民生活部くらし安全安心課 課長 折居 実さんから、県での消費者被害防止補助事業やサポーター講座などの取り組みにふれながらあいさつを頂きました。

事務局より第1号議案から第4号議案、報告事項2013年度事業計画、2013年度予算案について、一括して提案を行い、監査報告の後、審議に入りました。

会場から特に意見はなく、採決に入り、全議案ともに賛成多数での採択となりました。



くらし安全安心課
課長 折居 実 さん



採択の状況

議案	内容	反対	保留	賛成
第1号議案	2012年度事業報告	0	0	多数
第2号議案	2012年度決算	0	0	多数
第3号議案	役員選任議案	0	0	多数
第4号議案	議決決議効力発生に関する件	0	0	多数

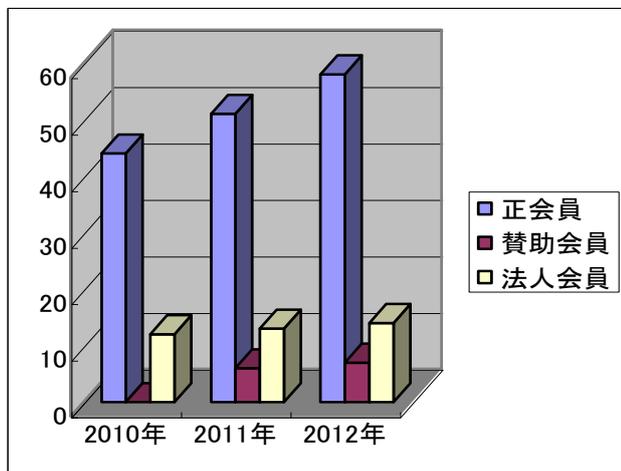
新しい体制として、理事 15 名、監事 3 名が選出され、第1回理事会で、理事長に引き続き河田英正さん、副理事長に戸川和正さんと大橋まり子さん、事務局長に河端武史さんが互選されました。

河端新事務局長より新3役の紹介と、適格消費者団体にむけて活動を強めていくことなどの閉会挨拶が行なわれ、終了しました。

□選任された役員

理事長	河田英正	弁護士	理事	近藤清志	県生協連
副理事長	戸川和正	司法書士	理事	兒島隆朗	司法書士
副理事長	大橋まり子	JA 県女性協	理事	近藤幸夫	弁護士
事務局長	河端武史	弁護士	理事	榊 誠司	おかやまコープ
理事	赤澤佳世子	消費生活アドバイザー	理事	土屋紀子	県婦人協議会
理事	赤澤輝彦	建築士	理事	吉岡伸一	学識者(大学)
理事	安藤英明	岡山大学生協	監事	小田敬美	学識者(大学)
理事	大賀宗夫	司法書士	監事	木下幸男	県労福協
理事	小阪田信子	岡山医療生協	監事	宮本紀子	おかやまコープ

□会員状況



個人正会員数は、58 名となり、少しずつですが、増えています。

しかし、目指すべき会員数は、100名以上となります。引き続き、会員になってくれる方をご紹介下さい。お願いします。



第 15 回 消費者被害なんでも相談会を開催しました。

日時：4月27日 13時～16時 きらめきプラザ5階 研修室

弁護士 2 名、司法書士 1 名、建築士 2 名と事務局 3 名が参加して、第 15 回消費者被害何でも相談会を開催しました。相談は、電話での相談が 3 件、直接来訪しての相談が 6 件 合計 9 件となりました。相談内容については、消費者被害 2 件、住宅リフォーム、中古住宅購入 3 件、契約問題 1 件、アパートの契約に関する問題 2 件、その他 1 件です。この中で、契約に関する事案について、資料を取り寄せて、内容を確認することとしました。



岡山県と消費者被害撲滅キャンペーンに取り組む

5月6日(月) 消費者月間の一環として行政と消費者団体(消費者ネットおかやま 3 名、消費者団体連絡協議会 3 名、県消協 2 名 参加)がいっしょになって「消費者被害撲滅キャンペーン」として宣伝活動を行ないました。

行政からも 14 名が参加し、全体で 22 名でキャンペーングッズ 7000 部を配布しました。



2013 消費者月間 記念講演会を開催しました。

6月1日(土) 消費者ネットおかやま、岡山県消団連の共催で、消費者月間記念講演会を開催し、88名が参加しました。県消団連代表幹事 近藤幸夫さんより、悪徳な業者を排除することや公正な社会にしていけること、消費者力を高める取り組みを進めることなどの開会挨拶が行なわれました。

岡山県消費生活センター所長水野洋子さんからは、12年度の相談状況



県消費生活センター
所長 水野 洋子さん

について、件数では8年連続減少しているが、県内の窓口が増えていることから、県では減っている。健康食品の被害が高齢者の方を中心に大幅に増加していること、若い方はレンタルCD等の返却に対するトラブルなどが増えている。健康食品は、「注文された健康食品送ります」といわれ、「いりません」というと、注文の録音があることや弁護士をつれていくなどの脅迫がされている。インターネットではアダルトサイトなど、また懸賞サイトから情報をいれて、個人情報伝わり、膨大な請求が



代表幹事 近藤 幸夫さん

されているなど被害事例を説明していただきました。弁護士加藤進一郎さんから、テーマ「だましのテクニックとだまされないテクニック」で講演して頂きました。

おれおれ詐欺グループが買え買え詐欺に移っている。演技力があり、法規制によって先物取引から流れてきた。これまでの詐欺の経過から最近の劇場型、被害回復型に変化してきたこと、買え買え詐欺は、第二の波がきており、複数の登場人物や偽の機関、専門家が出てきて信用させ、買取の約束をしていなくなる。振込みから直接集金が70%を超える。その場合未成年者を受取役にするケースが増えている。

だまされる側の心理を利用する(一回だまされた人をだます方がやりやすい) また、騙された人の詳細なリストが流れて悪用されている。

典型的な未公開株詐欺事案について、自分に責任がかからないように、バーチャル(仮想)オフィスをつかって行なっているケースや会社の取締役に実在するかどうかわからないアフリカ人の名前を登記している

ケース、共同住宅が住所となって、生活保護を受けている人を社長にし架空の会社を立ち上げるケースなど、詐欺者の手口について紹介されました。また、被害者の心理として、①最後の1つです。数が少ない ②権威や社会的有用性、専門家などに騙されやすい。

プロスペクト理論について、騙された(損失を発生させた)ことに対して、取り返すための感情が強くなることなど資料をもとに解説されました。最後に対応と課題として、①政府は投資をいっているが、投資なんかしなくていい ②不招請勧誘を受け付けない ③口座凍結などツールを使えなくする ④集金事案を逮捕につなげることなどが必要であることを話して頂きました。参加者の感想として

- 自分の問題として、少し意識することが出来たと思う。投資はしないとしっかり頭に入れました。
- 大変分かりやすく良かったです。学ぶことは常に必要だと思いました。
- 不招請勧誘を受け付けないの対応で断り方が大事。直ちに切る対応をする。
- 来館者のお一人との会話からこの講座を知り即参加しました。もっと多くの人に公開してほしい。

など大変良かったとの声が多数寄せられ好評でした。今後も消費者被害をなくするための啓発活動や取り組みを進めていきます。



講師 弁護士 加藤進一郎さん



消費生活サポーター講座 開催しています。

3か月間で6会場481名の受講となりました。

岡山県より受託して実施している平成25年度「消費生活サポーター講座」は、4月22日を皮切りに、6月25日(火)をもって6会場の開催となりました。参加者は481名に達し、3名の消費生活相談員さんに交代で講師を務めていただきました。

参加者は、今のところ40～70歳代の中老年の方が多いのですが、メモをとりながら熱心に聴かれています。「消費者被害事例を聞いて身につまされる思い」「騙されないつもりが、言葉巧みに騙されてしまうことがよくわかった」「話の内容を家族に知らせたい」「講師の話しが分かりやすく、DVDも面白かった」「このような講座をこれからも実施してほしい」などの感想が寄せられています。

今年度の講座は、県下で20か所の開催を予定しています。消費者ネットおかやまでは、開催希望があれば、日程・会場と講師派遣等を調整の上、可能な限りご希望に添えるように企画しています。ご一報をお待ちしています。



早島会場

講座を受講された方は、「消費生活サポーター手帳(消費者被害未然防止マニュアル)」を手にしてサポーター宣言を行うことになっています。

身の回りで、消費者被害に遭ったり、トラブルに巻き込まれている人たちから相談を持ちかけられたときなど、消費生活サポーターの出番です。消費生活サポーターが民生委員さんたちと協力して、孤独で不安を抱えている人にもお声掛けすることができるようになれば、地域の「見守り」活動の広がりにつながっていくことでしょう。



オルガ会場



井原会場

「集団的消費者被害回復の訴訟制度」が継続審議となりました。

6月26日の会期末が迫る中、4日の衆議院本会議において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」についての趣旨説明と質疑が行われましたが、7月には参議院選挙が予定されていることから会期延長は難しく、今国会での成立は困難となりました。

衆議院の消費者問題に関する特別委員会では、7日に趣旨説明が行われ、続く13日の委員会で法律案に関する質疑がおこなわれました。

2時間50分を超える委員会質疑の中では、共通義務の認定、原告・被告の範囲、対象事案の拡大、二段階目の通知・公告方法、二段階目の手続に加わらなかった対象消費者の救済方法、特定適格消費者団体の認定要件、特定適格消費者団体への財政支援、特定適格消費者団体の費用・報酬に関するガイドライン、悪質事業者に対する制度の実効性、経済への影響の定量分析、この訴訟制度を活用しなかった(できなかった)対象消費者による個別訴訟などの論点が取り上げられました。

秋の臨時国会にむけて、全国の消費者団体といっしょに早期の実現をめざしていきます。

